

契約番号	
利用者名	様
契 約 日	
事業所名	短期入所生活介護事業所 葺きの里（ユニット型小規模）

短期入所生活介護利用契約書

介護予防短期入所生活介護利用契約書

【空床型ユニット型】

社会福祉法人 積 善 会

短期入所生活介護利用契約書

介護予防短期入所生活介護利用契約書

【空床型ユニット型】

.....（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人積善会（以下、「事業者」という。）は、利用者に対し事業者から提供される短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービス（以下、「指定居宅サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し第4条及び第5条に定める指定居宅サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービスに係る介護計画の決定・変更）

- 1 利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の個別の居宅サービスに係る短期入所生活介護計画、介護予防短期入所生活介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）を作成するものとします。
- 2 利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は利用

者に対して、居宅介護支援事業所を紹介する等居宅サービス計画作成のための必要な支援を行うものとします。

- 3 事業者は、個別サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、個別サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において利用者に対して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付外のサービス）

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える指定居宅サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は介護保険給付対象外のサービスとして、重要事項説明書で別に定めるサービスを提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービス提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間及び利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に指定居宅サービスを実施する期間をいいます。

第7条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合分）を事業者に支払うものとします。

但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます「償還払い」。)

- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、利用者は、利用期間中の食費と滞在費、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は利用終了日に計算し、利用者は請求を受けた日から15日以内に事業者が指定する方法で支払うものとします。

第8条 (サービスの中止・変更・追加)

- 1 利用者は、利用開始日において、サービス利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者は利用開始日又は利用期日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日17時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 3 利用者が入所予定日の前日17時までに通知することなくサービス利用の中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して、重要事項説明書に定める計算方法により、1日分の利用料の一部を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから15日以内に支払うものとします。
- 4 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対し、事業所が満室により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとします。
- 5 利用者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 6 前項の場合に、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第12条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 7 第5項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財物の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する指定居宅サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関とともに家族又は緊急連絡先への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は職員は、指定居宅サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 12 条（施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、居室及び共用施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第 13 条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にも
つばら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 16 条（契約の終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービス提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約または解除された場合

第 17 条（利用者からの中途解約等）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 9 条第 3 項により解約する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合
 - 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 18 条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第 9 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 1 か月以上遅延し、催告にもかかわらず催促の日から 15 日以内に支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 20 条（契約の解除された場合における関連条項の失効）

第 17 条から第 19 条により、本契約を解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

第 21 条（精算）

利用者は、第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第 22 条（相談、要望、苦情処理）

事業者は、利用者からの相談、要望、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスに関する利用者等からの相談、要望、苦情に対して、適切に対応するものとします。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

《契約者》

利 用 者 住 所

氏 名 印

代 理 人 住 所

氏 名 印

利用者との関係 :

《事業者》

所 在 地 上尾市瓦葺 2 1 4 3 番地 2

事業者名 社会福祉法人 積 善 会

施 設 名 短期入所生活介護事業所 葺きの里（ユニット型小規模）

代表者名 理事長 黒 須 勇 印

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書【空床型ユニット型】

<令和8年10月1日現在>

当施設は介護保険の指定を受けています。
(埼玉県指定 第1171602632)

当施設はご利用者に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 積善会
- (2) 法人所在地 埼玉県上尾市瓦葺 2 1 4 3 番地 2
- (3) 電話番号 0 4 8 - 7 2 0 - 2 2 8 8
- (4) 代表者氏名 理事長 黒 須 勇
- (5) 設立年月 平成 1 0 年 9 月 3 0 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 短期入所生活介護事業所（空床型ユニット型）
平成 3 0 年 1 月 1 日 指定 埼玉県 第 1171602632 号
介護予防短期入所生活介護事業所（空床型ユニット型）
平成 3 0 年 1 月 1 日 指定 埼玉県 第 1171602632 号
- (2) 施設の目的 介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者が、その居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援すること。
- (3) 施設の名称 短期入所生活介護事業所 葺きの里（ユニット型小規模）
- (4) 所在地 埼玉県上尾市瓦葺 2 1 4 3 番地 2
- (5) 電話番号 0 4 8 - 7 2 0 - 2 2 8 8
- (6) 施設長（管理者）氏名 黒 須 康 弘

(7) 当施設の特徴

- ① 生命の安全を確保するとともに、身体的・精神的・健康的な意思機能の維持を援助する。
- ② 利用者と職員の健康管理を、医師を中心に行い、生活環境づくりを援助する。
- ③ 食事は、嗜好とバランスのとれた献立を作り、家庭的で心のこもった食事を提供する。

(8) 開設年月 平成30年1月1日

(9) 入所定員 30名(空床利用型)

3. 居室の概要

(1) 居宅等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用者の心身の状況等により、居室を変更する場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	30室	1人部屋(ユニット型個室) 1ユニット10室 計3ユニット30室
共同生活室	3室	1ユニット1室
洗面設備	30室	居室毎に設置
トイレ	9室	1ユニット3室(共用)
浴室	3室	個別浴槽2室・特殊浴槽1室

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく滞在費(ユニット型個室)

介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご利用者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

①〔主な職員の配置状況〕

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	計	勤 務 体 制		業 務 内 容
		常 勤	非常勤	
管 理 者	1 名	1 名		サービス管理全般
生 活 相 談 員	1 名	1 名		日常生活上の相談等
介 護 職 員	15 名	13 名	2 名	日常生活上の介護等
看 護 職 員	2 名	2 名		健康管理・医療業務・介護等
機能訓練指導員	1 名		1 名	機能回復訓練
医師（嘱託）	1 名		1 名	健康管理・医療上の指導
管理栄養士	1 名	1 名		栄養管理等
事務職員	1 名	1 名		一般事務・料金請求等
その他職員	2 名		2 名	宿直・介護補助等

②〔主な職種の勤務体制〕

職 種	勤 務 体 制
医 師	毎週木曜日 14：00～15：30 1名以上
生活相談員	日 勤 8：30～17：30 1名
介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番 6：30～15：30 1～3名 遅 番 13：00～22：00 1～3名 夜 勤 21：45～ 6：45 1～2名
看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 番 7：30～16：30 1名以上 遅 番 10：00～19：00 1名以上
機能訓練指導員	週1日 10：00～15：00 1名

5. 当施設が提供するサービス内容

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

① 居室の提供（ユニット型個室）

② 食 事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原
則としています。

（食事時間）

朝 食 8 : 0 0 ～ 9 : 0 0

昼 食 1 2 : 0 0 ～ 1 3 : 0 0

夕 食 1 7 : 4 5 ～ 1 8 : 4 5

以上の他、湯茶のサービスがあります。

③ 入 浴

- ・入浴又は清拭を週に最低2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行いま
す。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る
ために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

6. 料 金

(1) 利用料金【 1日あたり 】

①サービス利用料

当事業所は、地域区分6級地・地区別単価10.33円を適用します。

《 短期入所生活介護 》

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金		7,272円	7,974円	8,749円	9,482円	10,195円
加算	看護体制	41円	41円	41円	41円	41円
	サービス提供体制強化	185円	185円	185円	185円	185円
合 計		7,498円	8,200円	8,975円	9,708円	10,533円
自己負担額	1割	754円	820円	898円	971円	1,054円
	2割	1,500円	1,640円	1,795円	1,942円	2,107円
	3割	2,250円	2,460円	2,693円	2,913円	3,160円

その他の加算

※ 以下の料金は、

1割負担額の後（ ）内に2割負担額、【 】内に3割負担額を表示した。

- 生活機能向上連携加算・・・・・・・・自立支援・重度化を防止のために機能訓練をした場合に加算されます。 207円(414円)【620円】/月
- 認知症緊急対応加算・・・・・・・・「認知症行動・心理症状」が認められて、緊急に短期生活介護が必要と医師が判断した場合に加算されます。(入所日から7日を限度とします。) 207円(414円)【620円】/月
- 緊急短期入所受入加算・・・・・・・・ サービス計画外で緊急的に受け入れた場合に加算されます。(7日間を限度とします。特別な理由がある場合には14日間を限度とします。) 93円(186円)【279円】/日
- 介護職員処遇改善加算・・・・・・・・基本サービス費に各種加算を加えた単位数に加算されます。 17.6%

◀ 介護予防短期入所生活介護 ▶

		要支援 1	要支援 2
基 本 料 金		5, 4 0 2 円	6, 7 0 4 円
サービス体制加算		1 8 5 円	1 8 5 円
合 計		5, 5 8 7 円	6, 8 8 9 円
自己負担額	1 割	5 5 9 円	6 8 9 円
	2 割	1, 1 1 8 円	1, 3 7 8 円
	3 割	1, 6 7 7 円	2, 0 6 7 円

その他の加算

- 生活機能向上連携加算・・・自立支援・重度化を防止のために機能訓練をした場合に加算されます。 **2 0 7 円 (4 1 4 円) 【6 2 0 円】 / 月**
- 認知症緊急対応加算・・・「認知症行動・心理症状」が認められて、緊急に短期生活介護が必要と医師が判断した場合に加算されます。(入所日から 7 日を限度とします。) **2 0 7 円 (4 1 4 円) 【6 2 0 円】 / 日**
- 介護職員処遇改善加算・・・基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に加算されます。 **1 7. 6 %**

②居室に係る費用 (ユニット型個室)

滞 在 費・・・・・・・・・・ 1 日あたり **2, 1 5 6 円**

③食事に係る費用

食 費・・・・・・・・・・ 1 日あたり **2, 0 1 0 円**

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※ 負担額軽減については、生活相談員にお尋ねください。

(2) 上記 (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

① 送 迎 費・・・・・・・・・・ 片道 1 回あたり **1, 9 0 0 円**

(通常の送迎実施地域は、上尾市、さいたま市見沼区・北区)

※介護保険適用を受けることができる場合もあります。ご相談ください。

② 特別な食事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 実 費

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

※おやつを希望される方については、1日150円いただきます。

③ 理髪サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,500円

2か月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。

④ 行事参加費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 実 費

当施設では、毎月種々の行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。(行事の種類により料金は異なります。)

⑤ 教養娯楽費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 実 費

レクリエーション活動(園芸・カラオケ・スポーツ・塗り絵・頭脳レク等)

⑥ 複写物の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ 20円

複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑦ 日用品費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1日あたり 220円

ご利用者の日常生活及び教養娯楽等に要する費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑧ その他のサービス

介護保険の適用を受けられないサービス等日常生活上の便宜にかかる費用(電気使用料、通院サービス、交通費等)を負担いただきます。

・電気使用料(機器の種類により)・・・・ 1日あたり10～100円

・通院サービス(協力病院以外)・・・・ 実 費

・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 実 費

(3) キャンセル料

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

(連絡先 : 048-720-2288)

入所日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合	無 料
入所日の前日 17 時までにご連絡がなかった場合	1,000 円

(4) 利用期間中の中止

利用途中にサービス提供を中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

以下の場合には、利用途中でもサービス提供を中止し、退所していただくことがあります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪い場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合には、ご家族または緊急連絡先に連絡のうえ、適切に対応します。

また、必要に応じて速やか主治の医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、利用月毎に計算し、ご請求しますので、請求書受領後 15 日以内に以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金払い

イ. 下記指定口座への振込み

口 座: 武蔵野銀行 東大宮支店 (普) 0002364

口座名義: 社会福祉法人 積善会 理事長 黒須 勇
短期入所生活介護事業所 葺きの里

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は、2ヶ月前からできます。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自 動 終 了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

(ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日

(イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合・・・・・・・・・・該当となった日

(ウ) 利用者がお亡くなりになった場合・・・・・・・・死亡日の翌日

(3) そ の 他

(ア) 利用者が、サービス利用料金の支払いを 30 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15 日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30 日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

(イ) 利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは実費を請求します。

8. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行う

とともに、必要な措置を講じます。重大事故、特異な事故発生時は、県福祉事務所への報告を速やかに行います。

また、万が一賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応します。

9. 相談、要望、苦情等の受付について

(1) 当施設におけるサービス相談窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は以下の専用窓口で受け付けます。

・受付窓口（担当者）

〔相談員〕	芳 賀 美 知 子
〔電話番号〕	0 4 8 - 7 2 0 - 2 2 8 8
〔受付時間〕	9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 （毎週月曜日～金曜日）

・苦情解決責任者 廣 瀬 芳 美

(2) 第三者委員

黒須 美恵子	0 4 8 - 7 2 1 - 0 2 5 9
原口 又三郎	0 4 8 - 6 8 5 - 8 8 3 2

(3) 行政機関その他の受付機関

① 埼玉県国民健康保険団体連合会

住 所	さいたま市中央区大字下落合 1 7 0 4 番地
電 話	0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 6 8
受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 （毎週月曜日～金曜日）

② 上尾市健康福祉部高齢介護課

住 所	上尾市本町 3 丁目 1 番 1 号
電 話	0 4 8 - 7 7 5 - 6 4 7 3 （ダイヤルイン）
受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 （毎週月曜日～金曜日）

③ さいたま市見沼区役所高齢介護課

住 所	さいたま市見沼区堀崎町 1 2 番地 3 6
電 話	0 4 8 - 6 8 1 - 6 0 6 8
受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 （毎週月曜日～金曜日）

④ さいたま市北区役所高齢介護課

住 所	さいたま市北区宮原町 1 丁目 9 番地 1 3
電 話	0 4 8 - 6 6 9 - 6 0 6 8
受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 （毎週月曜日～金曜日）

10. 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急 連絡 先	①	氏 名		
		住 所		
		電話番号	(自 宅)	— —
			(携帯電話)	— —
			(勤 務 先)	— —
		《勤務先名》		
	関 係			
	②	氏 名		
		住 所		
		電話番号	(自 宅)	— —
(携帯電話)			— —	
(勤 務 先)			— —	
	《勤務先名》			
関 係				
主治 医	病院・診療所			
	医 師 名			
	住 所			
	電 話 番 号	— —		

1 1. 第三者評価の実施について

私どもの事業者では、第三者機関による評価は、受けておりません。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、
契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

《事業者》

所 在 地 上尾市瓦葺 2 1 4 3 番地 2

法 人 名 社会福祉法人 積 善 会

名 称 短期入所生活介護事業所 葺きの里（ユニット型小規模）

説 明 者 氏 名 印

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活
介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

《利用者》

利 用 者 住 所

氏 名 印

代 理 人 住 所

氏 名 印

利用者との関係

<重要事項説明書附属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 4,000.06㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【特別養護老人ホーム】	平成12年4月1日指定	埼玉県 1171600230号
	定員 60名	
【特別養護老人ホーム】	平成30年1月1日指定	埼玉県 1171602624号
(ユニット型小規模)	定員 30名	
【短期入所生活介護】	平成12年4月1日指定	埼玉県 1171600198号
	定員 6名	
【通所介護】	平成12年4月1日指定	埼玉県 1171600149号
	定員 45名	
【訪問介護】	平成14年4月1日指定	埼玉県 1171600420号
【居宅介護支援事業】	平成12年4月1日指定	埼玉県 1171600206号
【上尾市原市南包括支援センター】	平成18年4月1日	上尾市 1101600052号
【上尾市原市北包括支援センター】	平成24年4月1日	上尾市 1101600102号

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職・・・ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しております。

生活相談員・・・ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

1名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・ご利用者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

医師（嘱託）・・・ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名以上の医師を配置しています。

3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、短期入所生活をされている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、貴重品類（お金類を含む）は、入居者間のトラブルのもととなりますので、お持ちにならないでください。

(2) 面 会

面会時間 9：00～17：30

※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※ なお、来訪される場合、生もの、ペット等の持ち込みはご遠慮ください。

※ 施設内での携帯電話等の使用はご遠慮ください。（ペースメーカーを装着している入居者および利用者がおられます。）

(3) 外 出

外出をされる場合は、事前に所定の用紙にてお申し出ください。緊急やむを得ない場合には、当日の申し出となってもかまいません。

(4) 食 事

外出で、食事が不要な場合は、事前にお申し出ください。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
- 当施設での、飲酒は厳禁いたしますので、持ち込み等はできません。

(6) 喫 煙

施設内の喫煙スペース（中庭）以外での喫煙はできません。

火災防止の観点より、利用時にタバコおよびライター等は、施設で預かります。

(7) 入・退所時間

原則として、利用開始日の 10 時以降に入所し、利用終了日の 15 時までに退所するようにお願いいたします。

個人情報利用同意書

1. 使用目的

- (1) サービス担当者会議資料
- (2) 指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所との連絡調整
- (3) 医療機関等への情報提供
- (4) ホームページ、パンフレット、SNS 等に写真の掲載

同意する ☐ / 同意しない ☐

2. 使用する情報

- (1) 主治医意見書
- (2) 利用者基本情報
- (3) 居宅介護サービス経過記録
- (4) その他関連情報

3. 提供する事業所等

- (1) 居宅介護サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所及び
指定介護予防支援事業所
- (2) 医療機関等
- (3) その他関連する機関

4. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

5. 使用条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、参加者、内容等の経緯を記録する。

私及び私の家族等に関する個人情報について、上記の目的で使用することに
同意いたします。

令和 年 月 日

短期入所生活介護事業所 葺きの里（ユニット型小規模）

社会福祉法人 積 善 会

理 事 長 黒 須 勇

《利用者》

利 用 者 住 所

氏 名 印

家族の代表 住 所

又は代理人 氏 名 印

利用者との関係 :